

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和7年2月10日（月）午前9時30分～午前9時55分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 15名

農業委員 8名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4番	鳥越 一志	欠	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8番	坪井 幹子	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第40号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第41号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第42号 農用地利用集積計画書（No. 198）（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (4) 議案第43号 矢掛町農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- (5) 議案第44号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

議 長	それでは、ただ今から令和6年度第11回農業委員会総会を開催します。
議 長	<p>本日は、鳥越委員が欠席です。農業委員の過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、5番 藤原委員と、6番 松田委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第40号から議案第44号の5議案です。</p>
議 長	議案第40号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上4件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号47番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	譲受人が譲渡人所有の空き家を購入し、矢掛町へ移住されます。同時に畑2筆を購入され、家庭菜園をされるということです。管理も適切にされると思います。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号47番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号47番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号48番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番 委 員	現地を確認しました。譲受人は適切に管理できると思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号48番につきまして、他に意見

各委員	はありますか。 (異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>48</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号 <u>49</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5番委員	現地を確認しました。譲受人は町内に居住しており、適切に管理できると思います。特に問題はありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>49</u> 番につきまして、他に意見はありますか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>49</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号 <u>50</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3番委員	譲渡人は元々、譲受人の近所の方です。譲受人は適切に管理できると思います。特に問題はありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>50</u> 番につきまして、他に意見はありますか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>50</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	議案第 <u>41</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事務局	(議案朗読説明) 事案番号5番は、農振農用地です。 総会次第に現地確認写真を載せております。

議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番 委 員	申請地は地盤が緩い農地であり、表土への盛土を行います。その後、耕作を行いますので、問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>4 2</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 198) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第 4 2 号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。
	(計画の内容について説明)
議 長	議案第 4 2 号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 4 2 号について、「異議なし」と決定します。
議 長	議案第 <u>4 3</u> 号 矢掛町農業振興地域整備計画変更に関する意見について、議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。

各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、議案第43号について、別紙のとおり矢掛町長へ意見書を提出することを議決します。
議長	議案第44号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について 、議題とします。事務局から説明します。
事務局	農地法第52条に、農業委員会が農地の借賃等の動向その他の情報の提供を行うことが明記されています。このため、農業委員会において、農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、地域の実勢の賃借料の情報を提供する必要があります。このことを踏まえ、別紙のとおり平均額を算出しましたので、説明いたします。 (議案朗読説明)
議長	事務局の説明が終わりました。 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について議決します。 農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、広報紙、ホームページ等で賃借料情報を公表することとします。
議長	次に 4.各種報告 について確認します。
議長	(1) 農地法施行規則該当転用届 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
川面地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議長	(2) 利用目的の変更届 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。

中川地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(3) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
三谷地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号3番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(4) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
5番委員	矢掛、川面地区について、確認しました。問題ありません。
6番委員	中川地区について、確認しました。問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。